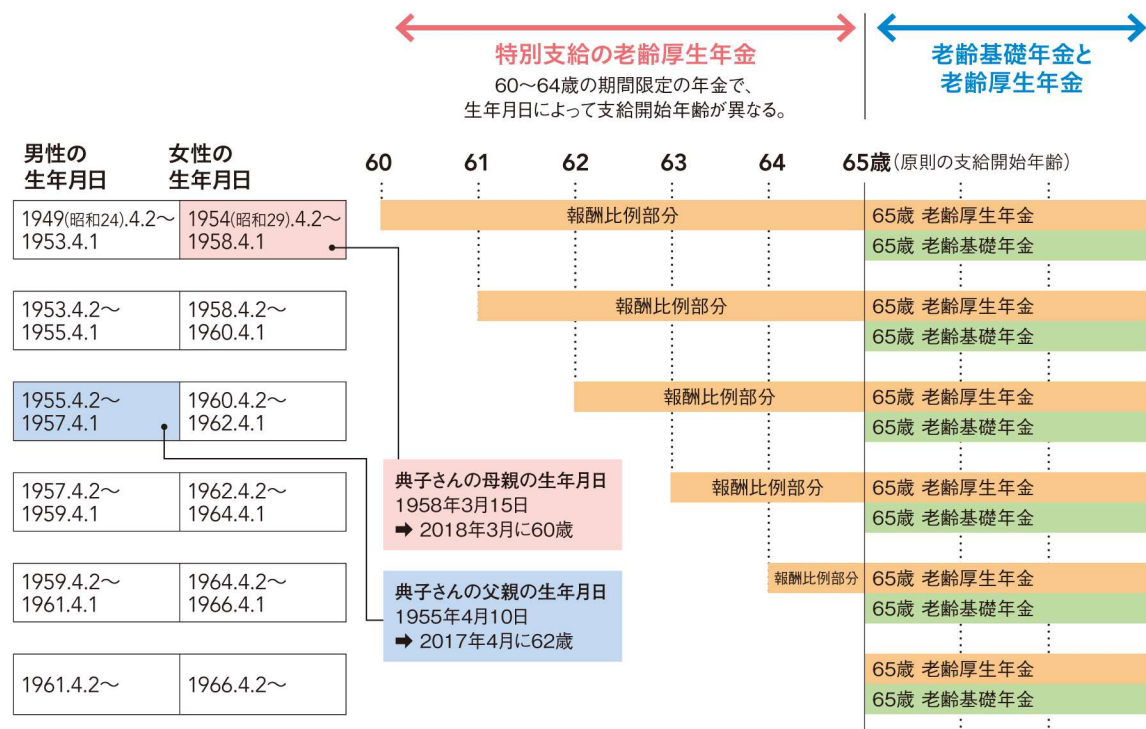


（60～64歳の老齢年金と65歳以降の老齢年金）



② 特別支給の老齢厚生年金をもらえる人

次の要件を満たした人が、年金事務所などで年金の請求手続きを行うと、年金を受けられます。

- 男性は1961(昭和36)年4月1日以前、女性は1966(昭和41)年4月1日以前に生まれた人。
- 国民年金または厚生年金の保険料納付済期間・保険料の免除期間・納付猶予期間の合計が10年以上あること。(このほか、海外居住期間や1991年3月までの学生期間などが10年の中身としてカウントされる場合があります)
- 厚生年金の加入期間が1年以上あること。

③ 知っておきたいポイント

- 年金の請求手続きの時期を遅らせても、特別支給の老齢厚生年金の年金額は増えません。
- 厚生年金基金の加入期間がある場合は、別途、請求手続きが必要です。(手続き先は、厚生年金基金の加入期間などによって異なります)
- 厚生年金の加入期間が44年以上ある場合や障害の状態にある場合は、支給開始年齢の特例があります。(ただし、厚生年金加入中は特例の対象外です)
- 年金の請求手続きや支給停止といった相談は、年金事務所などで受け付けています。(予約制度が便利です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください)

④ 年金をもらいながら社会保険に加入するメリット

社会保険加入中の給与や賞与額によって、老齢年金の一部または全部の支給が停止になるしくみを「在職老齢年金」といいます。社会保険に加入すると、保険料負担がありますが、健康保険には病気やケガで働けなくなったときの給付がありますし、将来の老齢厚生年金額にも反映され、万が一のときの障害年金も給付が手厚くなるメリットがあります。なお、厚生年金の資格を喪失すると、支給停止が解除され、本来の年金額が支給されます。



聞く人
典子 (32歳)
会社員
※父は定年後の継続雇用で社会保険加入中。母はパート勤務で社会保険は父の扶養に。

答える人
先生
社会保険労務士

親世代の年金と働き方

老齢年金の支給開始年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられたことにより、60代前半は年金をもらいながら働く人が増えています。

典子 父は昨年4月に62歳になり、年金をもらい始めましたが、今年3月に60歳になるパート勤務の母は65歳まで年金をもらわず、働く時間を増やすと話していました。

先生 お母様は60歳から老齢厚生年金をもらえるのですか？

典子 日本年金機構から届いた書類で確認したそうです。でも、年金見込み額が少ないので、手続きを遅らせて年金額を増やしたいと言っていました。

先生 60～64歳でもらえるのは期間限定の「特別支給の老齢厚生年金」なので、遅く受け取っても年金額は増えません。支給開始を遅らせて年金額が増えるのは、65歳支給開始の老齢年金です。

典子 そうなんですか!? 母は勘違いをしているのですか？

先生 ただし働き方によっては年金が支給停止されることがあります。

典子 どういうことですか？

先生 パートでも働く時間や日数によっては社会保険の加入対象となり、社会保険に加入中は収入額によって老齢年金の一部または全額が支給停止になることがあるのです。

典子 老齢年金の支給停止の有無は社会保険に入っているかどうかで決まるんですね。パートの人の場合、どのくらい働くと加入対象になりますか？

先生 正社員の4分の3以上の労働時間と労働日数が加入基準です。また、勤め先の規模などによっては、短時間勤務のパートも社会保険の加入対象となる場合があります。

典子 なるほど。では、母は勤め先に確認したほうがいいですね。